

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都公益認定等審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条
設置年月日	平成20年1月16日
機関の目的 ・所掌内容	公益社団法人及び公益財団法人の公益認定に関する事項等を調査審議する。
委員数	7人 (うち、女性委員数 4人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開と する場合の理由	企業・団体等の秘密を扱う場合非公開とする
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	下記URLからトップページに飛び、各行政庁への入口＞東京都＞委員会・合議制 の機関の順で進んでください。
HPのURL	https://www.koeki-info.go.jp/
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 電話番号：03-5320-6727 FAX番号：03-5388-1331